

第 6683 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 19日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 期限の個別延長の対象となる手続き

**Q** : 新型コロナによるやむを得ない理由がある場合は、申告期限の個別延長が認められるようですが、申告以外にも個別延長が認められる手続きはありますか？

**A** : 次のような届出や申請も個別延長の対象になります。

### 【解説】

申告期限以外に個別指定が認められる手続きには、次のようなものがあります。

- ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
- ・ 所得税の青色申告承認申請
- ・ 青色事業専従者給与に関する届出(変更届出)
- ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
- ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
- ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
- ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
- ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
- ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
- ・ 個人事業の開廃業等届出
- ・ 国外財産調書の提出
- ・ 財産債務調書の提出



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】